

小学生の理解のために



富山県教育委員会

はじめに

保護者の皆様は、子供たちの健やかな成長を願って、時には悩みながら、いろいろな思いを抱いて子育てをされていることと思います。

子供は本来、知的好奇心にあふれ、人やもの、自然に対して積極的に関わり、様々な可能性に挑戦するたくましさや意欲に満ちているものです。

その一方で、「友達とうまく遊べない」「我慢することができない」「思いやりの心に欠ける言動をとってしまう」などの課題を耳にすることがあります。ただ、そのような課題は、どの子供も少なからずもっているものです。

子育てについて課題が見えたときは、保護者の皆様が一人で悩むのではなく、家庭と学校とが互いに手を取り合って子供の理解を深めていきたいと思えます。そして、共に慈しみながら子供たちを育てていければと思います。

この「小学生の理解のために」が、これからの家庭教育の一助になれば幸いです。

小学生の理解のために

1	子供の成長と家族の関わり	1
	(1) 成長のステップ	
	(2) 心身の成長と家族の関わり	
2	心豊かな子供を育てるために	7
	(1) いのちの尊さに気付かせる	
	(2) 温かく見守る	
	(3) 子供への関わり方を考える	
	(4) 規則正しい生活習慣を身に付けさせる	
	(5) 地域社会で子供を育む	
	(6) 遊びや自然体験を通して子供を育てる	
3	気になる子供の行動	15
	(1) 「いじめ」のサインを出している	
	(2) 登校を渋る	
4	子供を守る	20
	(1) かけがえのない命を守る	
	(2) 虐待から守る	
	(3) 交通事故から守る	
	(4) 不審者から守る	
	(5) ネットトラブルから守る	
	(6) 「スクール・セクハラ」から守る	
資料 1	児童の権利について	26
資料 2	地域の見守り隊	27
資料 3	いじめ防止対策について	28
資料 4	性同一性障害について	28
資料 5	困ったときの相談窓口(県内の主な相談機関)	29

1 子供の成長と家族の関わり

(1) 成長のステップ

各発達段階における特徴

低学年

- ◇ いろいろなことに興味や関心をもち、好奇心が旺盛で、何でも自分でやってみようとしています。
- ◇ 苦手なこと、やりたくないことの中にも、やらなければならないことがあると学びます。

中学年

- ◇ 仲間と一緒に遊ぶことを好み、教師や保護者より友達を大切に始めます。「ギャングエイジ」とも言われます。
- ◇ やればできるという自信をもつことで、何事にも進んで取り組むようになります。

高学年

- ◇ 集団の中で、リーダーシップを発揮したり、協力して活動したりすることで、社会性を身に付けます。
- ◇ 友達との信頼を深め、絆を強めていきます。



具体的な関わり方の例

子供への関わり

- ・ 子供の話に耳を傾け、親としての気持ちや考えを伝えましょう。
- ・ 子供が安心して甘えることのできる関係をつくりましょう。
- ・ 子供のペースに合わせ、「待つこと」を心がけましょう。
- ・ 自分で目標（目当て）を決めさせ、計画的に実行させましょう。
- ・ 共に活動する中で、言葉だけでなく行動で伝えましょう。
- ・ やってよいことと悪いことの区別を、はっきりと示しましょう。

習慣づくり

- ・ 規則正しい生活習慣を身に付けさせましょう。
- ・ 気持ちのよい挨拶や正しい言葉遣いを身に付けさせましょう。
- ・ 洗顔、歯みがき、爪切り、ハンカチの携行等、身だしなみや身の回りの整理整頓、清掃の習慣を身に付けさせましょう。
- ・ 家庭内での役割を決め、できたときは感謝の気持ちを伝えましょう。
- ・ 物や金銭の大切さに気付かせ、計画的な使い方を考えさせましょう。
- ・ 決まった時間と場所で学習に取り組ませ、テレビ、ゲーム、インターネット等も、利用する時間・場所等の約束をあらかじめ決めましょう。

仲間づくり

- ・ 地域の行事に積極的に参加させ、様々な人々と交流させましょう。
- ・ 屋外でのびのびと遊ばせましょう。



「発達障害」ってなんだろう？

発達障害は「自閉スペクトラム症、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」とされ、様々な特性があります。

発達障害は、学習上や生活上の困難さから、ついでできないことばかりに目を向けがちですが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てもアンバランスな様子が理解されにくい障害です。その人の特性や状況は一人一人異なるので、一人一人に応じた理解や支援が必要になります。

それぞれの障害の特徴

自閉スペクトラム症 (ASD)

- ・コミュニケーションが苦手
- ・対人関係の形成が苦手
- ・こだわりが強い
- ・感覚が過敏か鈍感

注意欠如・多動症 (ADHD)

- ・不注意（集中が続かない）
- ・多動性（じっとしているより動いている方が楽）
- ・衝動性（考えるよりも先に行動する）

限局性学習症 (SLD)

- ・文字を読むことが苦手
- ・文字を書くことが苦手
- ・算数（計算）が苦手

発達性協調運動症 (DCD)

- ・全身運動（粗大運動）が苦手
- ・手先の操作（微細運動）が苦手

知的障害 (ID) は含まない

※ASD、ADHD、DCDには、知的障害を伴う場合もあります。

参考：富山県「ひとりじゃないよ 発達障害支援ハンドブック 2020年度版」

(2) 心身の成長と家族の関わり

甘え と 自立

子供が保護者の愛を求める「甘え」は大切です。子供は、甘えること、頼ることにより充実感や満足感を得られます。そのことが、「愛されている」「大事にされている」という安心感を育みます。しかし、子供に我慢させず要求を受け入れたり、大人がすぐに助けてしまったりする「甘やかし（過保護・過干渉）」はいけません。

保護者による安心感は、子供が基本的な生活習慣を身に付けるために欠かせません。また、「自信」や「困難に立ち向かう強さ」の土台ともなっており、学習やスポーツ等で自分を高める努力ができるようにもなります。これが、自立していくための礎になります。



人の話を素直に聞き入れる（従順）かと思えば、まったく聞こうとしない（反抗）ときもあり、戸惑うこともあるでしょう。

しかし、子供は、従順と反抗を繰り返しながら、自立した大人へと成長していきます。

子供の行動の一面だけを見て、よいとか悪いとかを決めつけるのではなく、話し合うことが大切です。

まだまだ、未熟さのために、いろいろなつまづきや失敗があることでしょう。子供にとって、つまづきや失敗は、成長するための大切なチャンスなのです。それを一方的に責めたり非難したりせずに、子供の気持ちに目を向けて接していくことが必要です。

身体的にも精神的にも大きく成長する時期

子供は、自立に向けて、心も身体もぐんぐん成長していきます。

「低学年は感性、高学年は理性」といわれるように、感性から理性へと成長していきます。

また、小学校高学年から中学生にかけて、発育急進期を迎え、身体も著しく成長します。個人差が大きく、女子の成長が男子より早いこともこの時期の特徴です。容姿を気にするようになり、異性や性への興味も高まります。子供の成長に合わせて、性に関する正しい知識やモラルを身に付けさせたいものです。

子供は、自我が強まり、親や先生と距離をとる、秘密をもつなど、成長という変化の中で心が不安定になります。子供の反抗的な言動は、自立や親離れが始まった証拠です。むやみに干渉せず、子供の力を信じて温かく見守ることも必要です。子供の話に耳を傾け、親としての気持ちや考えを伝えましょう。

- ◇ 日頃から、
「あなたの成長がうれしいよ」
「あなたのことを大切に思っているよ」
と、温かい言葉がけやスキンシップを通して、親の気持ちを伝えましょう。



2 心豊かな子供を育てるために

(1) いのちの尊さに気付かせる

様々な機会を通して、いのちは尊いものであることを教えましょう。凶悪な場面を連想させるテレビ番組やマンガ、ゲーム等での虚構の死（仮想の世界でつくり上げられた死）に慣れ、いのちの尊さを感じにくくなっている子供が増えていると言われていています。家族を失った人の気持ちを想像させるなど、悲しみの深さを理解させることが大切です。

また、自然の中で遊ばせたり、動物や草花を育てさせたりするなど、生き物やその誕生に触れる機会を意識的にもたせましょう。そして、人間の誕生の喜びや死の重さ、生きることの尊さ、共に生きることのすばらしさ等を考えさせ、子供にいのちの大切さを実感させたいものです。

私の中のいのちを見つめよう

二つとないいのち

お子さんに、自分のよさを気付かせてあげましょう。
お子さんと夢や目標を話し合ってみましょう。



私とつながっているいのちを見つめよう

つながり合ういのち

いのちは、何百年、何千年前からつながっているのです。
多くの恵みに支えられていることに感謝しましょう。

いのちそのものを見つめよう

限りあるいのち

ペットを飼ったり花を育てたりして、いのちを育ててみましょう。
いのちには終わりがあることを見つめましょう。

参考：富山県教育委員会「家庭版 いのちの教育」リーフレット

(2) 温かく見守る

子供を認め、励ます

親は、子供の動作が遅いといふ世話を焼いてしまいがちです。早くさせたいという気持ちをすぐに言葉や行動に表さないで、焦らずに関わっていきたいものです。子供は、大人の尺度で見られたり、他の子供と比較されたりすると、自信を失うことがあります。



一方、できたという満足感、成就感は、次の行動へのやる気につながります。仮に失敗しても、「もう少しだったね」「大丈夫、またがんばろうね」などと努力を認め、温かく励ますようにしましょう。

- ◇ 子供は、よくなりたくて願っています。ときには、ゆっくり待つことが必要です。
- ◇ もし、少し困っている様子が見られても、すぐに手助けしないで、認め励ましながらか自分でやり遂げるようにさせることが大切です。

子供の行動をよい面からとらえる

子供には、少しでもよい成績をとってほしいと願いがちですが、結果のみにこだわらず、子供が取り組もうと考えていること、努力している過程（よい面）を認め、じっくり見守り、育てていくことが大切です。

「運動の練習を何度も繰り返している」「たくさん絵を描いている」「音楽を楽しんでいる」「手伝いをよくする」「相手の身になって考える」など、子供にはいろいろなよさがあります。

何気ない言葉で、子供に劣等感を抱かせたり、やる気を失わせたりしないようにしたいものです。

- ◇ 子供のよさを大いに認めれば、やる気を出し、いろいろなことに自信をもって意欲的に取り組むようになります。

(3) 子供への関わり方を考える

手本を示す

子供が健やかに成長していくためには、「適切な運動、調和のとれた食事、十分な睡眠」が大切です。また、「時間を守る、物を大切にする、服装を整える」などの社会生活に関わる基本的な生活習慣を身に付けることも大切です。こうした生活習慣を確立するためには、大人が手本を示し、支援する必要があります。子供は、大人の言動をモデルとして学習していきます。

子供は、失敗を繰り返し、それを克服していく中で、よりよい習慣を身に付けていくものです。

- ◇ 子供の進む先の障害物を先回りして取り除いたり（過保護）、一挙一動にあれこれ指示したり（過干渉）するのではなく、大人がしっかりと手本を示しましょう。



善悪の判断を教える

善悪の判断を身に付け、誠実に生きることは大切なことです。子供に間違った言動が見られたときには、「悪いことは悪い」とはっきり伝えましょう。

その際、頭ごなしに叱るのではなく、子供の話をしっかり聞き、気持ちを受け止めましょう。そうすることで、子供は自分の行動を振り返ることができます。そのうえで、正しい考え方や行動の仕方を、子供に教えましょう。

- ◇ 正しい行動ができる子供になってほしいという親の願いを伝えましょう。
- ◇ 自他の生命に危険が及ぶときや人権が損なわれるときには、子供が納得するまで時間をかけて話しましょう。

(4) 規則正しい生活習慣を身に付けさせる

生活のリズムを整え、朝食を摂らせる

朝食を食べることは、子供にとっても、大人にとっても、大切なことです。朝食でブドウ糖をはじめとする様々な栄養素を補給して、午前中からしっかり活動できる状態をつくりましょう。朝食のメリットは、栄養補給だけではなくありません。よく噛んで食べることが、脳や消化器官を目覚めさせ、排便や早寝早起きのリズムをつけることにつながります。

早寝、早起きで生活リズムをつけると、自然な目覚めとともに、昼間に活発な「からだ」「あたま」「こころ」の働きが促されるようになります。また、成長に欠かせないホルモンも、このリズムに沿って分泌されるようになります。

子供が健全に成長していくためには、早寝早起きをし、毎朝、決まった時間に朝食を食べて、生活リズムを整えることが大切です。

◇ 朝食をしっかり食べる習慣を子供の頃に身に付け、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培いましょう。



整理整頓の習慣を身に付けさせる

身の回りを美しく清潔にする習慣を身に付けることは、心身の健康を保つうえで大切なことです。

整理整頓の習慣が身に付かない原因の一つとして、子供が片付ける前に親や祖父母、周囲の大人がしてしまうことが挙げられています。「自分のことは自分でする」力を身に付けさせましょう。

子供ができそうなことから始めさせることが大切です。

- ◇ 身の回りや日常使うものを整理整頓しておく気持ちよく過ごせることに、子供自身が気付くようにさせたいものです。

正しい言葉遣いでのコミュニケーションを心がけさせる



日頃から、子供たちはネット動画やテレビ等の様々なメディアの影響を受けています。子供たちの言葉遣いがよくないのは、子供たちだけの問題ではなく、社会全体の風潮とも言えるでしょう。

正しい言葉遣いは、生涯において他者との交流に不可欠なものであり、身に付ける必要があります。祖父母や両親、地域の人に対する正しい言葉遣いを家庭で教えましょう。

また、親子のコミュニケーション、特に感情の交流が大切です。指示や注意ばかりでなく、気持ちを伝え合い共有することが、子供たちの健全育成に大きな役割を果たします。

- ◇ 日頃から家族全員で正しい言葉遣いを心がけましょう。
- ◇ 親子の感情の交流を大切にしましょう。

家の手伝いを促す

子供にとって家事を手伝うことは、家庭内での自分の役割をもったり、責任を果たすことを学んだりできる重要な機会となります。家庭の中でも人の役に立ったという「自己有用感」を味わえる体験が、自分自身を大切にす「自尊感情」を高めるためにとても大切なものとなります。

- ◇ 家の手伝いは、生活していく上で必要な家事を学ぶ第一歩になります。
- ◇ 子供に、家族の一員としての自覚が深まり、家族の連帯感が生まれます。
- ◇ 手伝いをした子供に、「ありがとう」「うれしかったよ」と声をかけることによって、「自分も家族のためにできることがある」という自信が子供に付いてきます。
- ◇ 会話をしながら共に作業をすることによって、心の触れ合いが深まります。

家庭学習の習慣を身に付けさせる

家庭学習の習慣を身に付けさせるには、家族が子供の学習時間に合わせて一緒に学習したり学習方法を考えたりすることが大切です。また、できたことをほめたり認めたり、難しい場合は励ましたりすることによって、子供の意欲を高めましょう。

- ◇ 保護者が子供の学習に関心を持ち、子供に「家でも勉強する」習慣を身に付けさせましょう。
- ◇ 学習机やテーブル、食卓等、「いつも決まった学習場所」を決めさせ、家庭での学習環境を整えましょう。
- ◇ 学校からの連絡やお便りを一緒に確かめ、家庭と学校が協力できるようにしましょう。

メディア利用のルールを家族で決める

なぜ、メディア（テレビ、ゲーム、インターネット、スマートフォン等）を利用し過ぎることがいけないと言われるのでしょうか。よく言われる理由は「脳の発達に影響を及ぼす」「生活習慣が乱れる」「学習時間が短くなる」「視力が悪くなる」などです。

また、メディアにのめり込むと、「人間関係をつくる力や他人を思いやる心が育たない」「仮想と現実の区別がつかなくなる」など、子供の健全な心の成長に影を落としかねません。（p23『ネットトラブル』から守る」参照）

メディア利用のルールを家族で決めて、我慢する心と時間を守る習慣を育てたいものです。また、子供だけでインターネットに接続できる機器を利用させることは、様々な問題が生じるおそれがあります。

子供は、大人が日常的にインターネットやスマートフォン等を利用する姿を見ています。保護者自身が正しい使い方を見せることで、子供もそこから学ぶことがあります。

家族が一緒の空間にいるのに、スマートフォンやゲーム機でそれぞれが別々のことをしていることはありませんか。何より大切なのは、親子のコミュニケーションです。



- ◇ 子供の成長に合わせてメディア利用のルールを家族で決めて、家族みんなで守っていきましょう。
- ◇ テレビは、子供自身が番組を選択し、視聴時間を考えられるようになることが大切です。
- ◇ ゲーム機は、保護者による使用制限機能を設定しましょう。
- ◇ スマートフォン等は、フィルタリングを設定しましょう。

(5) 地域社会で子供を育む

子供の健やかな成長のため、地域で子供たちを育むことが大切です。

子供は、地域の大人との触れ合いを通して地域の伝統や文化を学び、郷土を愛する気持ちや社会の一員としての自覚を育んでいきます。

保護者も地域の大人として、子供と一緒に地域の活動や行事に進んで参加し、地域ぐるみで子供を育てていく姿勢をもちましょう。



- ◇ 地域の行事やお祭り、自治会の行事等に進んで参加しましょう。
- ◇ 公民館、児童館、図書館等での催し物や社会教育団体が行う野外活動やスポーツ、ボランティア活動等に進んで参加しましょう。
- ◇ 家族で地域の博物館や美術館等に行き、科学や芸術、郷土の歴史や自然等に親しみましょう。
- ◇ 日頃から近隣の大人同士が仲良く付き合い、地域の子供たちを見守りましょう。

(6) 遊びや自然体験を通して子供を育てる

遊びは、子供の心の成長に大切なものです。子供同士の関わりから、約束やルールを守ること、我慢することの大切さを学び、周囲の人への思いやりの心を育てていきます。

近年はゲームやインターネットの利用等、室内での遊びが増えてきました。しかし、野外で自然と触れ合う体験をすることは大切です。子供は自然の中で遊ぶことで、驚きや感動を体験し豊かな感性を育てていきます。野外で遊ぶことをすすめたり、実際に自然の中に連れ出したりして、動植物や自然と触れ合う楽しさに気付かせましょう。

- ◇ 子供にとって、遊びは大切な学びの場です。ゆったりのにびのびと遊ばせましょう。
- ◇ 家族で散歩をしたり、キャンプや魚釣りを楽しんだりするなどの自然体験を増やしましょう。

3 気になる子供の行動

(1) 「いじめ」のサインを出している

「いじめ」は、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものです。

小中学生への6年間のいじめの追跡調査

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある・・・9割 した経験がある・・・9割

〈国立教育政策研究所いじめ追跡調査 2016～2018〉

※ 2018年度の中学校3年生が2013年度の小学校4年生時からの6年間で経験した回数の結果。

しかし、いじめは人間として絶対に許されない行為です。

子供をいじめから守るためには、また子供にいじめをさせないためには、学校・家庭・地域が互いに連携を深め、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。

家庭では、子供と触れ合う時間を大切に、家族全員で子供の変化を感じ取ってください。いじめが起きている場合は、必ず子供の言動に変化があります。もし、いつもと様子が違うなど「いじめ」のサインに気付いたら、家庭だけで抱え込まずに、まず学校に相談してください。

いじめられている子供のサイン〈例〉

朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。

学校や友達の話題が減る。

学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれたりしている。

朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。



服がよごれていたり、やぶれていたりする。

自分の部屋に閉じこもる時間が増える。

スマートフォンやメールの着信音におびえる。

家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。

親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

○ いじめを受けていると感じたら…

- ◇ 子供の心と体の安全を第一に考える。
 - ・事実を丁寧に聞きましょう。
 - ・子供のつらい気持ちを受け止めましょう。
 - ・子供を全力で守ることを伝えましょう。
- ◇ 子供のプライドと意思を尊重する。
 - ・無理に聞き出そうとせず、子供の気持ちに寄り添って考えましょう。
- ◇ 学校に相談する。
 - ・親子で相談し、気にかかることは学校に相談しましょう。
- ◇ 感情的にならず、冷静に対応する。
 - ・学校と連携し、子供のために何をすべきかという視点で対応しましょう。
- ◇ 温かい言葉かけで親の気持ちを伝える。
 - ・「あなたは悪くない」「私はあなたの味方」「あなたが大切だ」などのメッセージを伝えましょう。



○ いじめを行っていると感じたら…

- ◇ いじめの行為をやめさせる。
 - ・事実を丁寧に聞き、打ち明けた場合は勇気を認め、いじめの背景を確認しましょう。
 - ・いじめられている子供のつらい気持ちを理解させましょう。
 - ・いじめは「人間として絶対にはいけない行為」であることを伝えましょう。
- ◇ 学校に連絡し、今後の対応を相談する。
 - ・家庭で把握した状況を学校へ連絡し、家庭ですべきことについて具体的に相談しましょう。
- ◇ 具体的に行動する。
 - ・謝罪しなければならない時は、親子で謝罪し、親が真剣に謝る姿を子供に見せましょう。
 - ・背景にある子供の不安や悩みについて、一緒に考えましょう。

○ 学級や学校でいじめがあるのではないかと感じたら…

- ◇ いじめの場面で、はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめを深刻化させることを理解させましょう。
- ◇ 子供が、いじめの周囲にいることを確認した場合は、子供の気持ちを聞き取り、受け止めるとともに、学校に相談しましょう。

○ いじめをなくすための環境づくりを家庭からはじめましょう

- ◇ 安心して過ごせる居場所づくり
 - ・ 子供の話を最後までよく聞き、子供の思いや考えを受け止めましょう。
 - ・ 子供を大切に思う気持ちを言葉や態度で伝えましょう。
- ◇ 規範意識を育む
 - ・ 保護者自身も「いじめを許さない」という強い意識をもちましょう。
 - ・ 被害者・加害者でなくても、気付いたことは保護者や教師に相談するように子供に伝えましょう。
- ◇ 家族の絆づくり
 - ・ 互いを認め、思いやり、話しやすい雰囲気づくりに心がけましょう。
- ◇ 大人同士が協力する関係づくり
 - ・ 教師との信頼関係を大切にしましょう。

【いじめ防止対策推進法】（第9条）保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

参考：「いじめ防止対策推進法」（H25制定）

「富山県いじめ防止基本方針」

**「いじめ」は人間として、決して許されない行為です。
「いじめ」を許さない心を育てましょう。**

参考：「改訂版 いじめ対応ハンドブック」

(2) 登校を渋る

不登校の現状

令和4年度に富山県の国公立小・中学校で30日以上欠席した不登校児童生徒数は2,192人でした。

不登校児童生徒は1年生から見られ、学年が進むにつれてその数は多くなっており、また、高学年ほど、その状態が長引くなど気がかりな状況にあります。

不登校の要因は、学習や友人関係、生活等への無気力や不安、生活リズムの乱れ、親子の接し方や家庭の生活環境の急激な変化等、様々です。

○教育機会確保法

2016年(平成28年)に成立した「教育機会確保法(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)」は、学校や教室に行きづらい子供に、学校外での多様な学びの場を提供することを目的としたものです。富山県では、教育支援センター(適応指導教室)が各市町に設置されているとともに、フリースクール等民間施設も増えています。学校と連携しながら、自分に合った場所やペースで学びやすい学校以外での居場所づくりが進められています。

参考：[「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」\(H28制定\)](#)



登校渋りのサインを見逃さない

家庭において、次のような登校渋りのサインやいつもと違う様子に気が付いたら、ためらわずに学校に相談しましょう。家庭・学校・関係機関が協力し合って対応することが大切です。

- ◇ 朝の様子から
 - ・前の晩は学校へ行く準備をしているのに、「学校へ行きたくない」と登校を渋る。
 - ・「気分が悪い」「頭が痛い」「お腹が痛い」など、身体の不調を訴える。
 - ・食事に長い時間を費やしたり、身じたくに手間どったりする。
 - ・登校時間が近付くと、トイレや自分の部屋から出てこなくなる。
- ◇ 家に閉じこもり、友達と遊ぶことが少なくなる。
- ◇ 学校に関する話題を避け、学習しなくなり、ゲームやインターネット等の時間が長くなり、夜は遅くまで起きている。
- ◇ 友達とのトラブルが多くなる。

登校を渋り、学校を休み始めたら

大人が不安やいらいらを感じていると、子供は、敏感に察します。子供の心の安定を図るため、あせらずにゆとりをもって見守りましょう。

- ◇ 焦らず、まず子供の話をよく聞いて、学校へ行きたくない気持ちを理解するように努めましょう。
- ◇ 親から離れないことを叱らずに、場合によっては一緒に登校してもよいことを伝えましょう。
- ◇ 登校する際には「さあ、行ってらっしゃい」と軽く促す程度にしましょう。
- ◇ 子供と過ごす時間を多くもつようにして、家庭が子供にとっての安心できる居場所となるよう心がけましょう。
- ◇ 心配や不安を家族だけで抱え込まないで、学校や専門機関に相談しましょう。（p29～30 資料5「困ったときの相談窓口」参照）

4 子供を守る

(1) かけがえのない命を守る

子供は、様々な人、もの、ことに触れ、経験する中で、自分で考え、判断し、行動しながらたくましく成長していきます。しかし、私たち大人が想像する以上に友達や大人に気を遣ったり、置かれた環境に強く影響されたりしながら生活している場合があります。そのため、時には自分自身を肯定的に捉えられないことがあります。

(2) 虐待から守る

虐待は、子供の心や体を傷つけ、子供の健やかな発育や発達に悪い影響を与えます。虐待は、次の世代にも引き継がれるおそれがあり、子供に対する最も重大な人権侵害です。家庭内におけるしつけとは明確に異なり、親権によって正当化されるものではありません。

子供に対する虐待には、殴る、蹴るなどの「身体的虐待」や、わいせつな行為をしたりさせたりするなどの「性的虐待」のほかに、次のような行為も含まれます。

心理的虐待

- ・言葉で脅す
- ・心に傷を負う体験をさせる
- ・存在を否定する。無視する
- ・兄弟姉妹で差別する
- ・目の前で家族に暴力を振るう

ネグレクト

- ・食事を与えない
- ・家に閉じ込める
- ・長時間放置する
- ・病院へ連れていかない
- ・ひどく不潔にする

もし、子育てに不安や悩みがあるときは、積極的に学校や相談機関に相談しましょう。また、虐待を受けたと思われる子供を見つけたときは、ためらわず、児童相談所や市町村福祉担当課、学校、警察等、複数の関係窓口へ連絡（通告）してください。（p29～30 資料5「困ったときの相談窓口」参照）

「子どもを虐待から守るための5か条」（厚生労働省リーフレットより）

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）する。
- 2 「しつけのつもり…」は言い訳です。
- 3 一人で抱え込まない。
- 4 親の立場より子供の立場を尊重する。
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる。

※ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）において、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他監護及び教育に必要な範囲を超える行為により児童を懲戒してはならないこととされた。（令和2年4月1日施行）

(3) 交通事故から守る

子供が通学するようになると、交通事故に遭う危険性も高くなります。令和4年の富山県内での小学生の交通事故負傷者数は38人です。そのうちの多くは、14時から18時の下校の時間帯に事故に遭っています。(富山県警察本部 令和4年版「交通事故白書」から)

また、「ひき逃げ」に当たる事故も発生しています。事故に遭った時、運転手からの問いかけに対して、子供はほとんどの場合「だいじょうぶ」と答えてしまいます。万が一、事故に遭っても、「保護者と警察に電話してください」と言えるよう家庭で教えましょう。

交通事故に遭わないために

- ◇ 歩くときも自転車に乗るときも、急に道路に飛び出さないこと、自動車の陰から横断しないことを守らせましょう。交通事故の多くは、交差点での一時不停止、安全不確認によるものです。
- ◇ 親子で通学路を歩き、道路の安全な横断場所と危険箇所を確認しましょう。
- ◇ 横断歩道を渡るときは、横断する意思を明確に表すようにさせましょう。(ハンドサインの実践)

ヘルメット着用の努力義務化

道路交通法の一部の改正により、自転車に乗る際に、全ての自転車運転者に対して、乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課されました。(令和5年4月1日施行)

自分の命を守るために、子供にヘルメットを着用させましょう。ヘルメットを着用していたおかげで命が助かったという事例が毎年報告されています。

※ 道路交通法上、自転車は車両の一種(軽車両)です。事故により相手にケガを負わせると、自転車利用者には民事上の損害賠償責任のほかに、刑事上の責任が発生する場合があります。

※ 自転車運転中のイヤホン、スマートフォン等の使用は禁止です。

※ 「道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)」で、乗車用ヘルメット着用の努力義務が、全ての自転車運転者に対して課されました。



(4) 不審者から守る

不審者による子供の被害には、次のようなものがあり、年々、その被害は拡大しています。

- ・声かけやつきまとい、連れまわし、誘拐
- ・わいせつな行為、痴漢行為
- ・スマートフォンを利用した盗撮 等



事件に巻き込まれないよう、普段から次の約束を守らせましょう。

子供から不審者を見かけたという話を聞いたら、まずは警察に、次に学校に連絡をしてください。不審者の特徴や車のナンバー等が分かれば、被害の拡大を防ぐことができます。

○ 通学の約束

- ・できるだけ複数で登下校する。
- ・定められた人通りの多い通学路を通る。
- ・下校時刻を守り、寄り道は絶対しない。

○ 遊ぶときの約束

- ・複数で遊び、日没までには帰宅する。
- ・「誰と」「どこで」「いつまで」遊ぶかを家族に伝える。



不審者と出会ったら「きょうは、いかのおすし」

- ◇ きよりをとる・・・不審な人や不審な車ときよりをとる。
- ◇ うしろに気を付ける・・・うしろから不審な人や不審な車がこないか注意する。
- ◇ はやめに帰宅する・・・暗くなる前にはやめに帰宅する。
- ◇ いかない・・・知らない人についていかない。
- ◇ のらない・・・車に乗るよう誘われても絶対にのらない。
- ◇ おお声を出す・・・「助けて！」とおおきな声で叫ぶ。
(※防犯ブザーも効果的)
- ◇ すぐに逃げる・・・勇気を出してすぐに逃げる。
- ◇ しらせる・・・警察や学校にしらせる。

(参考) 富山県警察

様々な手口を使って、子供の名前や電話番号を聞き出そうとしたり、高額な品物を売りつけようとしたりする不審な電話がかかってくる場合があります。公共機関が、子供の名前や電話番号を家庭に問い合わせたり、教材を薦めたりすることはありません。



不審な電話がかかってきたら

- ◇ 知らない人には、名前や住所、電話番号等の個人情報は絶対に教えないようにしましょう。
- ◇ 子供が電話をとったときは、大人に代わることを約束させましょう。また、相手が「家の人は何時頃に帰ってくるの?」と言った場合は、答えないように教えましょう。
- ◇ 不審な電話があったときは学校に連絡しましょう。被害の拡大を防ぐことができます。

(5) 「ネットトラブル」から守る

子供をネットトラブルから守るには、保護者がSNS等の正しい利用について基礎知識と情報モラルを身に付け、ネットトラブルの事例を知っておくこと、家庭での具体的な対応を考えることが必要です。



◇ ネットいじめ

SNS等で、特定の子供の発言だけを無視する、その子以外のグループをつくり悪口を書き込む、その子の写真や動画を拡散させること等があり、何気ない出来事からいじめに発展します。

◇ 誘い出しによる性的被害

SNSやゲームサイト等で知り合った人からの誘い出しを受けて、実際に会って事件やトラブルに巻き込まれるケースが増えています。中には性的被害を受けた子供もいます。

◇ ネット依存

オンラインゲームやSNS等を使いすぎると、勉強中や食事中、歩行中もスマートフォンが気になります。ネット依存になると、生活習慣が乱れて睡眠不足になり、授業に集中できなくなるなど日常生活に支障をきたします。

具体的な対応

① 家庭で利用に関するルールをつくる

スマートフォン等を子供に使用させる場合には、家庭で利用に関するルールをつくり、それを徹底することが大切です。また、子供にだけルールを守らせるのではなく、保護者も子供と一緒にルールを守る姿勢をみせることが重要です。



「家庭のルール」〈例〉

- ・家族がいるところで使おう。
- ・午後9時以降は使わない。
- ・名前や顔写真はネットに載せない。
- ・困ったときは親に相談しよう。

「保護者のルール」〈例〉

- ・使用時間は〇時間以内にしよう。
- ・子供との会話の時間を大切にする。
- ・「お母さん スマホじゃなくて 僕を見て」とならないようにする。

② フィルタリングを設定し、知らないサイトにアクセスさせない

スマートフォンを子供に持たせる場合は、フィルタリングを必ず設定しましょう。ゲーム機や携帯音楽プレーヤーにも設定しましょう。

③ 名前やメールアドレス、ID等を教えない

個人が特定できる情報は投稿させないようにし、ネットで知り合った人とは絶対に会わないように繰り返し教えましょう。

④ 子供の投稿（書き込み等）は保護者の責任

一度投稿した内容は簡単に削除できないこと、投稿した内容は世界中の人が閲覧できるものになることを教え、悪口等は絶対に書き込まないように教えましょう。

⑤ 困ったときは、すぐに相談する

家庭では、「ネットトラブル」に関して、子供の変化や発するサイン（p15 参照）に十分留意する必要があります。子供から相談を受けた場合には、子供に対するケアや書き込みの削除要請等の面で、学校や関係機関に相談し、連携しながら対応することが大切です。

(6) 「スクール・セクハラ」から守る

教職員等による児童へのセクシュアル・ハラスメント（以下「スクール・セクハラ」）は、ときには不登校や精神疾患を誘発し、将来にわたる人間不信を生じさせかねない重大な人権侵害であり、断じて許されるものではありません。

スクール・セクハラ<例>

- ・容姿を話題にしたり、必要がないのに身長や体重を聞いたりするなど、体の成長及びその特徴等に関する話をする。
- ・性に関することや異性関係に関する話を、必要がないのに話題にしたり質問したりする。
- ・授業や諸活動の指導の中で、子供の体に不必要に触れる。
- ・私的な電話をかけたり、SNS等を使ってメッセージを送ったりする。
- ・宿泊学習等で、着替え中の部屋へ無断で入る。

※ スクール・セクハラに当たるかどうかは、受けた側の受け止め方や場所・状況等によって異なるので、上記の例に限られるものではありません。

○ 子供に教えておきたいこと（スクール・セクハラだと思ったら…）

- ・水着を着ると隠れる部分をプライベートゾーンと呼び、簡単に人に見せたり、触らせたりしてはいけない。また、他の人も勝手に見たり触ったりしてはいけない。
- ・がまんしない。
- ・「いやです」「やめてください」と、はっきりと意思表示をする。
- ・その場から離れる。他の人がいる場所に逃げる。
- ・気になることがあったら、信頼できる大人（家族、先生等）や友達に相談する。など



教職員等の性に関する言動について気にかかることがあれば、学校や相談機関に連絡・相談してください。（p29～30 資料5「困ったときの相談窓口」参照）

資料1 児童の権利について

○ 児童の権利に関する条約（子どもの権利に関する条約）

1989年（平成元年）11月の国際連合の総会で「**児童の権利に関する条約**」が採択され、1994年（平成6年）5月にわが国でも発効しました。この条約は、子供の権利や自由を尊重し、子供の保護と援助を促進することを目指しています。どんな社会でも、すべての子供たちが健やかに成長し、思いやりと責任のある国民に成長してほしいという願いをもっています。

しかし、世界には、貧困や飢え、戦争、さらには、虐待や麻薬等に苦しみながら暮らす子供も数多くいます。

国によっては文化や伝統、法律も違いますが、この条約では、子供たちの幸せのために各国が協力していくことを目指しています。

○ こども基本法

国内においても、子どもの権利を守る「**こども基本法**」が2023年（令和5年）4月1日に施行されました。

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子供が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き自立した個人としてひとしく健やかに成長することができるよう、社会全体として取り組むことを目的としています。

【子どもの権利】



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

参考：「児童の権利に関する条約」（H元採択）

「こども基本法」（R5制定）

○ 教育機会確保法

2016年（平成28年）成立の「教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）」は、学校や教室に行きづらい子供に、学校外での多様な学びの場を提供することが求められています。富山県では、教育支援センター（適応指導教室）が各市町に設置されているとともに、フリースクール等民間施設も増えています。学校と連携しながら、自分に合った場所やペースで学びやすい学校外での居場所づくりが進められています。

参考：「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（H28制定）

資料2 地域の見守り隊

○ 「学校安全パトロール隊」「スクールガード・リーダー」

子供たちが安全に登下校できるよう、地域ぐるみで「学校安全パトロール隊」等のボランティアや「スクールガード・リーダー」が、朝や夕方、子供たちの見守り活動をしてくださっています。

通学路で見守ってくださる方々に「おはようございます」「こんにちは」「いつもありがとう」と挨拶を交わすことで、感謝の気持ちを伝えましょう。

○ 「こども110番の家」

不審者に声をかけられる等、危険や不安を感じて助けを求めてきた子供を一時的に保護し、必要に応じて警察等に通報してもらえる場所です。

それぞれの小学校区で主体となる団体により実施されており、主に通学路や児童公園等の周辺の一般住宅やコンビニ、ガソリンスタンド等をお願いし、設置されています。

資料3

いじめ防止対策について

○「いじめ防止対策推進法」平成25年9月28日施行

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めたものです。

○「富山県いじめ防止基本方針」

いじめ防止等のための対策の基本的な方向や内容等について定めたもので、この基本方針に基づきいじめ問題に取り組んでいきます。

資料4

性的マイノリティについて

いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、学校での活動を含め日常の活動に悩みを抱え、心身への負担が大きくなることが懸念されます。

令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定され、社会全体における性的マイノリティへの理解や、多様性に寛容な社会の実現について示されました。

性的マイノリティとされる児童生徒については、学校生活を送る上で特有の配慮や支援が必要な場合があります。子供の様子で気になることがあれば、学校や医療機関等に相談しましょう。


参考：[「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」](#)（R5制定）

参考：「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」文部科学省

資料 4

困ったときの相談窓口（県内の主な相談機関）

いじめ・不登校・進路、学校教育一般など

- ・富山県総合教育センター 教育相談部
教育相談専用 076(444)6167
24時間いじめ相談電話（メールは受付のみ）future@tym.ed.jp 076(444)6320
セクハラ相談（メールは受付のみ）sh@tym.ed.jp 076(444)6133
- ・24時間子供SOSダイヤル 0120(0)78310
- ・東部教育事務所相談電話 076(441)3882
- ・西部教育事務所相談電話 0766(26)7830
- ・富山県ひきこもり地域支援センター 076(428)0616
- ・子ども・若者総合相談センター
SNS (LINE) 相談窓口 (QRコード)  076(411)9003
- ・不登校を考えるネットワーク（はあとぴあ21） 0766(75)3885
- ・NHO 富山病院 小児科（こどもの心 外来） 076(413)5001
（心身の不調や学校での適応等でお困りの方の相談窓口）

子どもの発達相談など

- ・富山県総合教育センター 教育相談部
子どもの発達相談専用 076(444)6351
- ・富山県発達障害者支援センター ほっぷ 076(438)8415

非行や問題行動など

- ・少年サポートセンター（富山県警本部） 076(441)2211
- ・少年サポートセンター東部分室（県東部） 076(432)7867
- ・少年サポートセンター西部分室（県西部） 0766(21)7867
- ・ヤングテレホンコーナー（富山県警察） 0120(873)415
- ・富山法務少年支援センター（富山少年鑑別所） 076(428)2266
- ・朝日町少年補導センター 0765(83)1100
- ・入善町少年補導センター 0765(72)3856
- ・魚津市少年補導センター 0765(23)1045
- ・滑川市少年補導センター 076(475)5492
- ・富山市少年指導センター 076(444)3555
- ・高岡市少年育成センター 0766(20)1653
- ・射水市少年育成センター 0766(51)6635
- ・氷見市少年補導センター 0766(74)8444

人権やいじめなど

- ・「子どもの人権110番」（全国共通ナビダイヤル） 0120(007)110
- ・女性の人権ホットライン（法務省） 0570(070)810
- ・富山地方法務局人権擁護課 076(441)0866
- ・富山地方法務局魚津支局 0765(22)0461
- ・富山地方法務局高岡支局 0766(22)2327
- ・富山地方法務局砺波支局 0763(32)2361

SNS・インターネットのトラブルなど

- ・富山県警察サイバー犯罪対策課（富山県警察本部） 076(441)2211
- ・富山県警察「相談110番」 076(442)0110
※所轄の警察署生活安全課 29 各署局番 - 110

児童虐待や日常生活など

- ・児童相談所全国共通ダイヤル 189(いちはやく)
- ・子育てテレフォン相談 (富山児童相談所) 076(422)5110
- ・子育てテレフォン相談 (高岡児童相談所) 0766(25)8314
- ・富山県消費生活センター (相談専用) 076(432)9233

家庭教育やしつけ、思春期のからだと心など

- ・子育てはっとライン (親専用) (富山県教委) 076(433)4150
- ・子どもはっとライン (子ども専用) (富山県教委) 076(443)0001
(メール宛先) kodomohl@tam.ne.jp
- ・こころの電話 (富山県心の健康センター) 076(428)0606
0570(074)333
- ・新川厚生センター 0765(52)2647
- ・新川厚生センター魚津支所 0765(24)0359
- ・中部厚生センター 076(472)0637
- ・高岡厚生センター 0766(26)8415
- ・高岡厚生センター射水支所 0766(56)2666
- ・高岡厚生センター氷見支所 0766(74)1780
- ・砺波厚生センター 0763(22)3512
- ・砺波厚生センター小矢部支所 0766(67)1070

家族、人間関係、女性の悩み、性被害、その他

- ・サンフォルテ相談室 (県民共生センター内) 076(432)6611
- ・富山県女性相談センター 076(465)6722
- ・性被害110番 (富山県警) 0120(728)730
- ・ストーカー相談電話 (富山県警) 0120(131)104
- ・性暴力被害ワンストップ支援センターとやま 076(471)7879
- ・とやま被害者支援センター 076(413)7830

学校に行きづらい子どもたちの学びの場 (教育支援センター・適応指導教室)

- ・朝日町適応指導教室「あすなる」 0765(83)0280
- ・入善町教育支援センター「のぞみ」 0765(72)0009
- ・黒部市教育支援センターはっとスペース「あゆみ」 090(8268)5778
- ・魚津市適応指導教室「すまいる」 0765(23)9161
- ・滑川市教育支援センター「あゆみ」 080(6352)3719
- ・上市町教育支援センター「虹 (にじ)」 076(472)0739
- ・立山町適応指導教室「フレンドリー」 076(462)2252
- ・富山市豊田適応指導教室「MAP 豊田」 076(482)4682
- ・富山市婦中適応指導教室「MAP 婦中」 076(466)4288
- ・高岡市適応指導教室「きらら子教室」 0766(20)1656
- ・氷見市教育支援センター「あさひ」 0766(72)2620
- ・射水市教育支援センター「いみずの」 0766(84)9655
- ・砺波市教育支援センター「ひよどり」 0763(82)5777
- ・小矢部市教育支援センター「ふれんど」 0766(67)0758
- ・南砺市教育支援センター「いおう教室」 0763(52)5593